

開設者研修・管理者研修・計画作成担当者研修申込の手引き

●受講対象者について

研修名	受講対象者
1. 認知症対応型サービス事業開設者研修	現在代表者に就任している者、又は今後代表者に就任が決定している者で、指定基準上義務付けられている認知症対応型サービス事業開設者研修の受講の必要がある者。
2. 認知症対応型サービス事業管理者研修	現在管理者に就任している者、又は今後管理者に就任が決定している者で、指定基準上義務付けられている認知症対応型サービス事業管理者研修の受講の必要があり、「認知症介護実践者研修（旧 基礎課程研修含む）」を修了している者。
3. 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所で、現在計画作成担当者に就任している者、又は今後計画作成担当者に就任が決定している者で、指定基準上義務付けられている小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講の必要があり、「認知症介護実践者研修（旧 基礎課程研修含む）」を修了している者。

●地域密着型通所介護事業所からの申込について

※ 地域密着型通所介護事業所については、上記研修の受講が指定基準上義務付けられていないため、基本的には地域密着型通所介護事業所様からの受講申込は受付いたしません。

ただし、今後法人内で地域密着型通所介護以外の、研修の受講が指定基準上義務付けられている、地域密着型サービス事業の新規開設を予定されている場合は、受講申込が可能です。

※ 上記理由により受講申込をされる場合は、受講申込書の受講理由（備考欄）にその旨と連絡先を必ずご記入ください。

●申込に関する留意点（必ずお読みください）

- ※ 法人印は廃止になりました。
- ※ Zoom によるオンライン研修となっております。「オンライン型研修受講チェックリスト」を確認いただき、必要な受講環境が整った状態でお申込みください。
- ※ 郵送またはメールにてご提出ください。
メールで提出の場合、不達事故防止のため送信時に当課までお電話ください。
- ※ スキルアップ目的での受講申込は推薦の対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 受講決定した場合は研修の事前資料が送付されますので、新規開設予定の場合は受講理由（備考）欄に連絡先を必ず明記してください。

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
担当：日野

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

TEL：06-6858-2868

FAX：06-6858-3146

E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp